

提 言 書

令和5年1月

大 津 市 議 会

はじめに

本市議会では、公文書の適正な管理や利用等により、市政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようになることを目的として、議会版実行計画である大津市議会ミッションロードマップ2019において「公文書管理のあり方」をテーマの一つとして掲げました。

そして、令和元年12月に政策検討会議を立ち上げ、途中、新型コロナウイルス感染症のまん延による中断等を経ながら、鋭意、議論を進めてまいりました。

会議では、本市の情報公開・個人情報保護審査会の委員を長きにわたり務めていただいた龍谷大学法学部の本多滝夫教授との意見交換及び執行部との2回にわたる意見交換等を行い、公文書に係る知見を深めつつ、委員間でも再三議論を行いました。それを一つの形にしたものがこの提言です。

執行機関におかれましては、この提言に基づき、市議会が託したものをしっかりと受け止めていただき、更なる適切な公文書管理に取り組んでいただくことを切に期待します。

なお、本件提言については、原則として令和5年2月に取組の実施状況等について報告を求める予定をしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

提言

I 公文書の価値、意義について

行政事務の遂行に当たり文書を受領・作成することは、正確性の確保や責任の明確化、後の検証作業等を考える上で、重要かつ不可欠なものである。

一方で、現代の行政は、市民の多岐にわたるニーズや期待の下、多種多様な役割や責務を担っており、それに携わる職員は、日々、大量の業務遂行に係る文書の管理に追われている。

このような状況の中、行政については、文書の改ざん、故意による文書の破棄、隠蔽、作成すべき文書の不作成等文書の保管、管理について様々な問題が指摘されているところである。

そこで、市議会では、政策検討会議においてこれらの問題について検討し、公文書管理について、次の5つの共通認識を市民と共有することが重要であると考えた。

- (1) 市政は市民のためになされるものであり、その主役は当然市民であり、市民が市政に係る情報をもとに市政全般をチェックし、あるべき姿を主体的に模索していくことは民主主義の根幹をなすものであること。
- (2) 市政全般をチェックするには、前提となる情報である公文書が適正に作成され、管理され、提供される必要があること。
- (3) 公文書に携わる者は、常に市民の目線に立ち、透明性を保ち、市政に関する説明責任を果たす意識で取り組む必要があること。
- (4) 公文書は、我々の世代で役目を終えるものではなく、我々の世

代の営みを次世代へ伝えていくものとして、その果たす役割は非常に大きいこと。

- (5) 公文書は、過去の教訓を生かすという意味において将来に向けての資産となり、ひいては、将来の大津市政の重要な資料となること。

以上の価値を共有し、適切に公文書管理を行うには、公文書を主として取り扱っている執行機関自らが規律する部分によるところが大きく、執行機関に対して働きかけが必要であるという結論に達した。

については、前述の共通認識の下、執行機関が適正に、かつ、自律的に公文書を管理していくために、政策検討会議での議論をもとに次のような提言を行うこととした。

2 提言の内容

(I) 記録に残すべき公文書について

ア 対象となる「公文書」を的確に捉え、具体例等を示しつつ、職員に周知徹底すること。

イ 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）第4条第6項では、「職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めなければならない。」と規定されているが、政策が立案され、決定、実行されていく過程をより可視化するために、作成すべ

き文書、作成義務及び作成内容について様式等を示しつつ、同項の「適正に」の文言が具体化されるようにすること。

(2) 大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号。以下「取扱規程」という。）について

ア 取扱規程第2条に規定する文書主任に対し、定期的に必要な研修等を行い、所属における文書取扱事務を掌理する中心的存在として役割を十分に果たさせること。

イ 取扱規程に規定されている「輕易な文書」及び「輕易なもの」の「輕易」の判断基準並びに「重要なもの」及び「特に重要なもの」の「重要」及び「特に重要」の判断基準を分かりやすく例示し、その判断が恣意的にならないようにすること。

ウ 取扱規程第41条では、取扱規程別表（文書保存期間標準表）による保存期間が満了するに当たり、「引き続き保存の必要があると認めるもの」については、保存期間を延長して保存することができると規定されているが、保存期間の延長の判断が属人的・恣意的になされることを防ぐため、「引き続き保存の必要があると認めるもの」の文言を具体化し、保存期間の延長の判断を適切に行うことができるようにすること。

エ 取扱規程第43条第3項では、「文書庫内は常に清潔を保ち喫煙その他一切の火気を使用してはならない」とされている。その趣旨は、歴史的価値を含む公文書を毀損及び滅失することなく保存する趣旨があると考えられることから、大規模災害等が発生することを想定の上、将来に向けて文書庫自体の改修等

について検討すること。

オ 取扱規程第30条では、文書の中で重要なものについて、非常災害時に際して支障のないようあらかじめ必要な措置を講ずるとされているが、その「必要な措置」の具体例を分かりやすく例示し、適切に公文書を整理することができるようにすること。

(3) 取扱規程や「大津市文書事務の手引き」の見直しについて

公文書公開請求のコピー代に係るビデオテープやフロッピーディスクの規定（大津市文書事務の手引き43ページ）等、取扱規程や大津市文書事務の手引き等の規定の中には、形骸化している表記等実態に即していないものも見受けられるため、これらの内容を随時見直し、実効性のあるルールづくりを行うこと。

(4) 定期的な職員研修の実施について

職員全体が公文書に係る価値観や事務手続を共有することができるよう、公文書管理に関する職員研修を定期的の実施すること。

(5) 公文書管理の今後について

この提言書において提言した公文書の価値やその適正な管理の意義を具現化し、その実効性を高めるために、条例化も含め、公文書管理のあるべき姿について検討すること。